

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
7	介護保険関連事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

北秋田市は、介護保険関連事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報の取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏洩その他の事態を発生させるリスクを軽減するために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

北秋田市

## 公表日

令和5年5月22日

# I 関連情報

## 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	介護保険関連事務
②事務の概要	介護保険法に基づき、北秋田市に住所を有する65歳以上の者及び40歳以上65歳未満で医療保険加入者であるものを被保険者として介護保険事業を運営している。特定個人情報ファイルは次の事務に使用する。 ①資格取得、資格喪失 ②保険料の賦課・徴収 ③要介護・要支援認定、要介護・要支援更新認定等の申請 ④居宅(介護予防)サービス計画等作成(変更)依頼の届出 ⑤保険給付(高額介護(予防)サービス費、居宅介護(介護予防)福祉用具購入費、居宅介護(介護予防)住宅改修費等の支給申請) ⑥被保険者証、介護保険負担割合証等の再交付申請 ⑦介護保険負担限度額認定申請 なお、これらの事務に関して、番号法別表第二に基づいて各情報保有期間と中間サーバー、情報共有ネットワークを介して情報の照会と提供を行う。
③システムの名称	介護保険システム、滞納管理システム、収納管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、申請管理システム、サービス検索・電子申請機能

## 2. 特定個人情報ファイル名

介護保険事務情報マスター

## 3. 個人番号の利用

法令上の根拠 番号法第9条第1項 別表第1項第68項

## 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	[ 実施する ] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第7項 別表第二 (情報提供) 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「介護保険給付等関係情報」が含まれる項(1.2.3.4.6.8.11.26.30.33.39.42.56の2.58.61.62.80.87.94.108の項) (情報照会) 第1欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第2欄(事務)に「介護保険法による保険給付の支給に関する事務が含まれる項(93.94の項)

## 5. 評価実施機関における担当部署

①部署 健康福祉部高齢福祉課

②所属長の役職名 高齢福祉課長

## 6. 他の評価実施機関

## 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先 北秋田市総務部総務課  
〒018-3392 秋田県北秋田市花園町19番1号  
TEL0186-62-1111

## 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先 北秋田市健康福祉部高齢福祉課  
〒018-3392 秋田県北秋田市花園町19番1号  
TEL0186-62-1112

## II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1万人以上10万人未満 ] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類					
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書			
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。					
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)					
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
3. 特定個人情報の使用					
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託					
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)					
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続					
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
7. 特定個人情報の保管・消去					
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
8. 監査					
実施の有無	[ ○ ] 自己点検	[ ] 内部監査	[ ] 外部監査		
9. 従業者に対する教育・啓発					
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない			

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年9月4日	5. 評価実施機関における担当部署②所属長の役職名	高齢福祉課長 渡辺幸子	高齢福祉課長	事後	
平成30年9月4日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携②法令上の根拠	番号法第19条第7項 別表第2第93項、94項、95項	(情報提供) 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「介護保険給付等関係情報」が含まれる項(1,2,3,4,6,8,11,26,30,33,39,42,56の2,58,61,62,80,87,94,108の項)  (情報照会) 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「介護保険法による保険給付の支給に関する事務が含まれる項(93,94の項)	事後	
平成30年9月4日	II しきい値判断項目 1.対象人数 いつの時点の計数か	平成27年7月6日 時点	平成30年8月1日 時点	事後	
平成30年9月4日	II しきい値判断項目 2.取扱者数 いつの時点の計数か	平成27年7月6日 時点	平成30年8月1日 時点	事後	
令和1年6月26日	II しきい値判断項目 1.対象人数 いつの時点の計数か	平成30年8月1日 時点	令和1年6月1日 時点	事後	
令和1年6月26日	II しきい値判断項目 2.取扱者数 いつの時点の計数か	平成30年8月1日 時点	令和1年6月1日 時点	事後	
令和2年10月30日	II しきい値判断項目 1.対象人数 いつの時点の計数か	令和1年6月1日 時点	令和2年8月1日 時点	事後	
令和2年10月30日	II しきい値判断項目 2.取扱者数 いつの時点の計数か	令和1年6月1日 時点	令和2年8月1日 時点	事後	
令和4年3月8日	II しきい値判断項目 1.対象人数 いつの時点の計数か	令和2年8月1日 時点	令和3年3月1日 時点	事後	
令和4年3月8日	II しきい値判断項目 2.取扱者数 いつの時点の計数か	令和2年8月1日 時点	令和3年3月1日 時点	事後	
令和5年5月22日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務②事務の概要	③保険給付	(3)要介護・要支援認定、要介護・要支援更新認定等の申請 (4)居宅(介護予防)サービス計画等作成(変更)依頼の届出 (5)保険給付(高額介護(予防)サービス費、居宅介護(介護予防)福祉用具購入費、居宅介護(介護予防)住宅改修費等の支給申請) (6)被保険者証、介護保険負担割合証等の再交付申請 (7)介護保険負担限度額認定申請	事後	
令和5年5月22日	システムの名称	介護保険システム、滞納管理システム、収納管理システム、団体内統合宛名システム、中間	介護保険システム、滞納管理システム、収納管理システム、団体内統合宛名システム、中間	事後	
令和5年5月22日	II しきい値判断項目 1.対象人数 いつの時点の計数か	令和3年3月1日 時点	令和5年4月1日 時点	事後	
令和5年5月22日	II しきい値判断項目 2.取扱者数 いつの時点の計数か	令和3年3月1日 時点	令和5年4月1日 時点	事後	